

令和8年度 鳥取県議会事務局会計年度任用職員（警備員）採用試験 募 集 案 内

（連絡先）

◆鳥取県議会事務局総務課 総務担当◆
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁議会棟2階）
電話(0857)26-7460 担当：田住
ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/gikai/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和8年1月22日（木）～令和8年2月10日（火）必着 ◎郵送及び持参で申込みができます。 ◎郵送の場合は、令和8年2月10日（火）必着 17:15までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが確認できるもの）に限り受け付けます。 ◎持参による場合の受付時間8:30～17:15 土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。
試験日時	令和8年3月1日（日） ◎開場時刻 午前9時 ◎試験開始時刻 午前9時30分 ※ 午前9時30分より受験番号1の方から順次、面接試験を実施します。 ※ 試験は1人概ね10程度を予定しておりますが、開始時刻は前後することがあります。
試験会場	鳥取県庁議会棟3階 議会史編纂室 鳥取市東町一丁目220番地（会場図面は別紙）
試験結果発表日	令和8年3月6日（木）（予定）

◇試験に関する変更等については、鳥取県議会ホームページでお知らせしますので、ご確認ください。
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/gikai/>)

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用予定者数	職務内容	配属先
警備員（※）	1名	警備員業務 (受付、傍聴規律の保持、庁内巡視、庁舎管理等)	県議会事務局

※「警備員」は議会で警備、庁舎管理等に従事する職員の職名で、一般の警備員とほぼ同様の職務内容です。

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人が該当する。
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人。
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人。
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者。
- (3) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は令和8年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

4 試験内容

試験種目	配点	内容
面接試験	150点	個別面接による試験（約10分）

5 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（予定）

6 勤務条件（予定）

給与	<p>○報酬 日額7,700円（月額130,900円）</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月分（6月期1.1205月分、12月期1.1205月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例：令和8年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30、12月期：100分の100)</p> <p>○費用弁償（通勤手当） ・通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 ・交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額で1月当たり150,000円を限度額として支給します。 ・自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。 ※制度改正があった場合は、それによります。</p>
福利	地方公務員共済（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険、公務災害対象 ※加入条件を満たす場合に限ります。
休暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務形態・勤務時間	月17日 ○交替制勤務であり、①午前7時30分から午後4時15分まで、②午前9時15分から午後6時までの2交替です。 ○公務の必要性により、勤務時間が延長されることがあります。
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります。（最長で令和13年3月末まで。）

◎上記は現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

7 受験申込手続

提出書類等	(1)採用試験申込書（受験票含む）1部 ※申込書、受験票に顔写真を貼付すること。 (2)受験票返信用封筒（受験票返送先の住所・氏名を記載し、110円切手を貼ること） ※持参による申込者は、(2)は不要です。
申込み先	鳥取県議会事務局総務課総務担当（担当：田住） 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁議会棟2階） 電話(0857)26-7460 https://www.pref.tottori.lg.jp/gikai/
受験票の交付	◎持参による申込者には、受験票をその場で交付します。 ◎郵送による申込者には、受験票を返送しますが、令和8年2月17日（火）までに到着しないときは上記申込み先に問い合わせてください。

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

【申込書及び受験票の記載方法】

- 記載事項に不正があると、受験が無効となる場合があります。
- ※の欄を除くすべての欄にもれなく記入してください。

8 採用予定者の決定方法

- 面接試験の得点の高い順に採用予定者を決定します。
- 補欠格者は、採用予定者の採用辞退又は取消し等により当該採用予定者が採用にならない場合に採用します。
補欠格者の採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行います。
補欠格者有効期限 令和9年3月31日
- 得点が一定の水準に満たない場合は、順位にかかわらず不合格とします。

9 試験結果の発表

採用予定者の受験番号を鳥取県議会ホームページに掲載するとともに、文書により受験者全員に合否を通知します。

鳥取県議会ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/gikai/>

10 その他試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、県庁議会棟3階の第13会議室（場所別紙）を待合室としますので、自分の試験開始時刻までには必ずお越しください。面接試験会場（議会史編纂室）へは係員が案内しますので、その時点で遅刻等の理由により不在の場合は受験できません。
- (2) 受験の際は、必ず受験票を持参してください。

11 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県議会個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第37号）第12条第2項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へおいでください。その際、運転免許証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の合否、総合得点、順位	合格発表日から1カ月	鳥取県議会事務局総務課 (県庁議会棟2階)

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

別紙

